

中国西周時代昭王期の青銅器考 —祭祀儀礼からみる昭王期の特徴—

古木 誠彦

九州女子大学人間科学部人間基礎学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2021年5月25日受付、2021年7月15日受理)

要 旨

本論では、中国西周時代昭王期の青銅器銘文とその銘文中に確認できる祭祀儀礼を再検証し、昭王期の時代的特徴を明確にするために、①金文型式による昭王期の特徴の明確化、②祭祀儀礼と賜与品の検証とその関係性の考察、③昭王期独自の祭祀儀礼に関する検証を行った。

また、昭王期の青銅器出土地を再確認し、角道亮介氏の青銅器銘文に関する研究方法を援用することで、王畿内においては主従関係の強化策が取られていたであろうと推定した。

さらに、昭王期では青銅器を伴う祭祀儀礼は、関中平原における王室と諸侯の連携強化の促進が前王期以上に目的とされ、その上、関中平原と緊密な交流地域との結び付きもより強固にするために動いた時代であったと考察した。

「序」という南征時に封じた場所の特殊性から、特定氏族に対する昭王の祭祀儀礼の内容と処遇について、問題提起をした。

緒 言

稿者は、本研究の前段階として、拙論『中国西周時代昭王期の青銅器考—書籍別断代比較を中心に—』¹ (以下、『書籍別断代比較』と略) により、西周時代の青銅器断代が記載される書籍を比較検証し、昭王期と昭王期に最も近いと考えられる青銅器58器より45器を昭王期・昭王期前後と比定した。

周知の通り昭王期に関しては、歴史書で記載される南征時による王の死のため、その前後の政治体制が不明瞭な点がある。よって、この時期と思われる青銅器銘文においては、誰が祭祀儀礼を主催し賜物を与えているのか解らないものも散見する。本論は昭王期の特徴を明確にすることが命題であるため、周王(昭王)主催の祭祀と考え得るものに注目しながら研究を進める。

また本研究では、この比定した青銅器45器の中から、周王主催の祭祀に関する事項が見出せるものについて、昭王期青銅器の地域的特徴や祭祀の種類・場所・賜与品などを検証することで、昭王期の特徴をより明確に見出せるのではないかと推測する。結果として、以後の昭王期金文形の研究へ繋げるための一翼にする目的がある。

さらに、以後の研究課題として、史書における昭王期関連事項と、未だに不明確である昭王期の社会的特性を明確にすることも視野に入れている。祭祀に注視して検証することは、単なる断代書籍(工具書)だけによる時代確定ではなく、より確実な昭王期の社会状況を見出すことができると推察する。そのことから、将来的には『周禮』研究の基盤にも繋がり得るとも考える。

『書籍別断代比較』により、昭王期・昭王期前後と比定した青銅器45器は、以下である。

- 1 罍夙進方鼎、2 厚趯方鼎、3 静方鼎、4 豊公鼎、5 伯唐父鼎、6 中方鼎、7 令鼎、
- 8 父癸分档圓鼎(目父癸鼎)、9 伯方鼎(伯作彝方鼎・伯鼎)、10 諶鼎、11 諶簋[堆叔簋]、12 令簋、
- 13 壺簋、14 作寶彝簋、15 過伯簋、16 玆馭簋、17 折尊、18 令方尊、19 召尊、20 作冊鬯尊、
- 21 京師峻尊、22 小子生尊、23 盞方尊、24 盞駒尊蓋、25 趙尊、26 趙卣、27 召卣、28 臣辰卣[土上卣]
- 29 作冊鬯卣、30 作冊虺卣、31 作冊紂卣、32 叔隴方彝、33 令方彝、34 折方彝、35 臣辰盃[土上盃]、
- 36 鼓甗、37 中甗、38 伯甗(伯作寶彝甗)、39 季作寶盤(季盤)、40 罍夙進飲壺、41 麥伯觶、42 父己觶、
- 43 作父己觶、44 婦鬯(婦妃鬯・婦妃方鬯)、45 禾子父癸爵

昭王期・昭王期前後と時代比定した青銅器45器の出土地

先ずは前述の昭王期または昭王期前後と比定した青銅器45器について、その出土地を確認する。出土地は『商周青銅器銘文暨圖像集成』²の研究結果に従う。

1 歸夙進方鼎	1981年西安市長安區斗門鎮花園村17号西周墓 (M17.35)
2 厚趙方鼎	出土地不明
3 静方鼎	出土地不明
4 豊公鼎	1976～1981年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓地 (M7.3)
5 伯唐父鼎	1983～1986年西安市長安區馬王鎮張家坡西周墓 (M183.5)
6 中方鼎	1118年安州孝感縣民耕地得之 (『金石録』)
7 令鼎	山西省芮城縣 (『金文分域編』)
8 父癸分档圓鼎 (目父癸鼎)	1976～1981年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓葬 (M7.2)
9 伯方鼎 (伯作彝方鼎・伯鼎)	1976～1981年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓地 (M4.10)
10 諶鼎 [堆叔簋]	畢良史少董得於盱眙榷場 (『鐘鼎款識』)
11 諶簋 [堆叔簋]	1981年冬西安市長安區斗門鎮花園村西周墓葬 (M17.11)
12 令簋	1929年出土於洛陽邙山的馬坡 (『西周銅器斷代』)
13 壘簋	出土地不明
14 作寶彝簋	1976～1981年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓葬 (M7.4)
15 過伯簋	1958年旅順登峰街道撥交
16 欒馭簋	出土地不明
17 折尊	1976年12月陝西省扶風縣法門公社莊白村1号西周銅器窖藏 (H1.43)
18 令方尊	1929年河南省洛陽馬坡
19 召尊	傳河南省洛陽出土
20 作冊鬯尊	出土地不明
21 京師駿尊	出土地不明
22 小子生尊	出土地不明 (『西清古鑑』)
23 盞方尊	1955年3月陝西省郿縣李村西周銅器窖藏
24 盞駒尊蓋	1955年3月陝西省郿縣李村西周銅器窖藏
25 趙尊	出土地不明
26 趙卣	出土地不明
27 召卣	傳河南省洛陽出土
28 臣辰卣 [土上卣]	傳1929年河南省洛陽馬坡出土
29 作冊鬯卣	出土地不明
30 作冊魃卣	河南省洛陽附近
31 作冊紉卣	傳1929年河南省洛陽馬坡出土
32 叔貔方彝	1960年河南省洛陽馬坡出土
33 令方彝	1922年河南省洛陽馬坡出土
34 折方彝	1976年12月陝西省扶風縣法門公社莊白村1号西周銅器窖藏 (H1.24)
35 臣辰盃 [土上盃]	傳1929年河南省洛陽馬坡出土
36 鞮甗	2000年秋冬山西省曲沃縣曲村鎮北趙村晉侯墓地 (M114)
37 中甗	重和戊戌歲出於安陸之孝感縣 (『薛氏鐘鼎彝器款識』)
38 伯甗 (伯作寶彝甗)	1980年6月陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝4号西周墓 (M4.14)
39 季作寶盤 (季盤)	1980年6月陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓葬 (M4.7)
40 歸夙進飲壺	1981年冬陝西省長安縣斗門鎮花園村西周墓葬 (M17.38)
41 麥伯觶	1980年6月陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝4号西周墓 (M4.3)

42 父己觶	1980年6月陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝4号西周墓 (M4.5)
43 作父己觶	1980年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓葬 (M7.9)
44 婦壘 (婦妃壘・婦妃方壘)	1980年陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓葬 (M7.332)
45 禾子父癸爵	1980年6月陝西省寶鷄市渭濱區竹園溝西周墓 (M4.6)

青銅器の出土地については、伝承による記述もあるが、上記の出土地をみると陝西省・河南省のものが顕著であることがわかる。出土地が明確で、現存する全ての「西周青銅器の省別分布状況」³について詳細な研究結果をまとめている角道亮介氏の調査によると、19省134地域で青銅器の出土が確認されている。

その中でも、昭王期に比定された青銅器が、陝西省や河南省などつまり西周王朝の中心地から主に出土していることは、昭王期の社会状況をすでに特徴付ける一要因と考えられるであろう。

西周時代の王期における青銅器の使用目的やその意味合いに関しては、松丸道雄氏が論じているように、文字が鋳込まれた青銅器を祭器として用いるその祭祀が政治的目的であり、当時の支配構造を明確にしている。よって、昭王期の特徴をより明確にするために、出土地における青銅器の内容とその意義を考察したい。

先ず、古代中国西周王朝の中心がどこなのか、国内外の先行研究で「関中平原」と呼ばれる地がそれに当たるとは周知の通りであるが、地理的には「渭河平原または関中盆地ともいい、東は潼関から西は宝鷄市まで、南は秦嶺の南麓から北は陝北高原に至る地域」⁴であり、「西周王朝成立以前から周人が活躍し、のちに王朝成立後には西周の畿内となった地域」⁵である。

前述した45器を地域別に分けると以下のようなになる。

(表1)

地域	地点	青銅器名
関中平原	豊鎬	1 罍、2 進方鼎、5 伯唐父鼎、11 該簋 [堆叔簋]、40 罍、進飲壺、
	寶鷄	4 豊公鼎、8 父癸分档圓鼎 (目父癸鼎)、9 伯方鼎 (伯作彝方鼎・伯鼎)、14 作寶彝簋、38 伯甗 (伯作寶彝甗)、39 季作寶盤 (季盤)、41 夔伯觶、42 父己觶、43 作父己觶、44 婦壘 (婦妃壘・婦妃方壘)、45 禾子父癸爵、
	周原	17 折尊、34 折方彝、
	眉県	23 盞方尊、24 盞駒尊蓋、
洛陽	邙山	12 令簋、
	馬坡	18 令方尊、32 叔貍方彝、33 令方彝
山西省曲沃縣	曲村鎮北趙村	36 斝
文献による 出土地	安州孝感縣	6 中方鼎
	山西省芮城縣	7 令鼎
	旅順登峰街道撥交	15 過伯簋
	傳河南省洛陽	27 召卣
	傳河南省洛陽馬坡	28 臣辰卣 [土上卣]、31 作冊鬲卣、35 臣辰盃 [土上盃]
	河南省洛陽附近	30 作冊鬲卣
	安陸之孝感縣	37 中甗
出土地不明	地点不明	2 厚趙方鼎、3 静方鼎、10 該鼎 [堆叔鼎]、13 盞簋、16 夔駒簋、20 作冊鬲尊、21 京師駿尊、22 小子生尊、25 趙尊、26 趙卣、29 作冊鬲卣、

上記、(表1)中の地域を概観すると、昭王期に関しては関中平原と呼ばれる地からの出土割合が非常に多いことが解る。青銅器は単に祭祀儀礼に使用するだけのものではなく、授与された諸侯と政治的連携の証拠、また約束の品という捉え方も当然できるため、この事を考慮すれば、西周王畿内における更なる主従関

系の強化策が取られていたとも推察できよう。

金文形式による昭王期の検証

さらに、昭王期金文における銘文内容の形式に着目することでどのような特徴が見られるか、角道氏の分類方法を援用し、(表1)中の各青銅器銘文を検証する。角道氏は、西周青銅器銘文中の礼制を明確にする過程で、「作器対象による分類⁶⁾」と「叙述形式による分類⁷⁾」の組み合わせによる考察(「角道分類法」と略)を行い、西周王朝と諸侯との繋がりと青銅器分布(地域)を明確にした。西周時代においては、青銅器分布に関しては王朝による青銅器工房の存在が以前より論じられ、近年では朱鳳瀚氏により関中平原の地や洛陽における青銅器型式の変化が、他地域の青銅器にも関連していると論じられている。

ここでは前述の昭王期比定の45器を「角道分類法」で検証し、昭王期の銘文形式の意味するところを明確にしたい。結果は以下の通りである。

- (A類) 4 豊公鼎 (A II)、8 父癸分档圓鼎 [目父癸鼎] (A II)、9 伯方鼎 [伯作彝方鼎・伯鼎] (A II)、14 作寶彝簋 (A I)、38 伯甗 [伯作寶彝甗] (A II)、39 季作寶盤 [季盤] (A II)、41 夔伯觶 (A II)、42 父己觶 (A I)、44 婦壘 [婦妃壘・婦妃方壘] (A II)、45 禾子父癸爵 (A II)
- (B類) 1 罍夙進方鼎 (B II)、2 厚趙方鼎 (B III)、3 静方鼎 (B IV)、5 伯唐父鼎 (B IV)、6 中方鼎 (B IV)、12 令簋 (B IV)、15 過伯簋 (B II)、16 玆馭簋 (B IV)、17 折尊 (B IV)、18 令方尊 (B IV)、19 召尊 (B V)、20 作冊鬯尊 (B V)、21 京師峻尊 (B IV)、22 小子生尊 (B III)、25 趙尊 (B IV)、26 趙卣 (B IV)、27 召卣 (B V)、28 臣辰卣 [土上卣] (B IV)、29 作冊鬯卣 (B IV)、30 作冊虘卣 (B IV)、31 作冊鬲卣 (B V)、33 令方彝 (B IV)、34 折方彝 (B IV)、35 臣辰盃 [土上盃] (B IV)、36 鞮甗 (B IV)、37 中甗 (B IV)、40 罍夙進飲壺 (B II)、43 作父己觶 (B II)
- (C類) 7 令鼎 (C IV)、10 諶鼎 (C II)、11 諶簋 [堆叔簋] (C II)、13 壘簋 (C IV)、23 盞方尊 (C IV)、24 盞駒尊蓋 (C V)、32 叔甗方彝 (C IV)

先ず、上記の結果を集約すると、

(A類) I・II類金文との関連性が見られ、特にII類金文との関連が顕著。

(B類) II・III・IV・V類金文との関連性が顕著。

(C類) II・IV・V類金文との関連性が顕著

であることが確認できた。さらに分類ごとに詳細に検証すると、以下のことがいえる。

角道氏の研究において、A類では西周時代を通してI～V類金文の関連が確認されている。昭王期においてはI・II類金文のみであり、II類金文の割合が80%になる。角道氏の研究結果でも、西周時代を通してA類のII類金文の割合が他より多いこと(西周時代全体では4割)が指摘されている⁸⁾。昭王期も例外ではないことが証明できるが、比率としては各王期の中でも特に昭王期は高い割合である。昭王期においては青銅器への作器者名の記載は、王との繋がりを明確にするため最低限必要な事項であったと推察できる。

また、「14作寶彝簋」については、中期以降には簋と鼎とがセットで祭祀儀礼に使用されることが先行研究により検証されているため、同時に製作・使用された鼎に作器者名があるとも想定できる。「42父己觶」においては、文頭に氏族銘が鑄込まれているため、銘文中に作器者名はないが、実質として名があると考えられる。よって昭王期において、現時点ではA類のII類しか存在しないといえよう。これは昭王期における顕著な特徴であると言える。

次に、B類は角道氏の研究では西周時代を通してI～V類がみられる。前記のように昭王期ではII・III・IV・V類は確認できるが、I類は見られない。なかでもIV類金文が66.6%を占め、角道氏の研究結果⁹⁾とも一致する。この結果は、歴史書などに見られる昭王期の南征(または周辺夷族への征行)を重要政策のひとつとしていたため、王(王室)との関係をより明確にする必要があった故ではないかと考えられる。

C類では、西周時代を通してII～V類が認められるが、昭王期ではII・IV・V類が確認でき、III類金文は認められない。C III類は、「作器者が、別の人間に器を与え長期にわたって使用することを願うものであり、この種の金文では作器者と受領者の間の個人的なつながりに重点が置かれている¹⁰」ことを示している。このことから、昭王期では個人的な繋がりよりも、やはり王（王室）との繋がり最重視されていたという証左である。

さらに、(表1)の青銅器の出土遺構が確実に判るものに着目すると、前記青銅器45器中の墓出土は16器、窖藏出土は4器であることがわかる。

墓への副葬である青銅器は、埋葬者や遺構の検証で時代比定はできるが、窖藏出土の青銅器は、その氏族間で受け継がれたものであるため、埋められている青銅器の銘文内容や器型によってどの王期から継承されてきたか比定でき、その窖藏の地域性を考えるのには有益である。この点に関しては、窖藏に関係する氏族の歴史を究明する必要がある、ここでは取り扱わずに次段階の研究課題としたい。

墓出土の16器中は、陝西省西安市長安区出土が4器、陝西省寶鷄市渭濱区出土が11器、山西省曲沃縣出土が1器である。特に陝西省出土の15器は関中平原といわれる場所で、西周時代の中心地域である。山西省曲沃出土の1器は天馬一曲村遺跡に属し、この地域でも多くの墓が発掘され、大多数の青銅器が出土している場所である。山西省臨汾市曲沃である臨汾盆地は、黄河を挟んで関中平原東北部との交流があったであろう¹¹と容易に推察できる。よって、墓出土の青銅器は昭王期に比定でき、昭王期の権力範囲が想定できる。

窖藏出土の4器は、全て寶鷄市出土(扶風縣・郿縣)で関中平原の西南部に位置し、ここでも多くの青銅器が出土している場所である。現在の研究では、窖藏は西周時代中期から多く造られるようになるという見解である。昭王期を西周前期に組み入れるか、西周中期とするか、または昭穆期と考えるか、近年議論されるところでもあるが、本論では、この折尊・折方彝・盞方尊・盞駒尊蓋など青銅器自体を昭王期と比定していることと、窖藏のようなものが昭王期に作られるようになり、そこに青銅器を取っていたと仮定するならば、昭王期は西周中期とみなすのが妥当であると考えが結論には至らない。ただ、この昭王期に既に窖藏が存在していたとするならば、従来、青銅器はその製作者(持主)の墓の副葬品としていた制度が、青銅器は氏族の品という価値観へと変化したということが考えられる。

前述の内容を総じて考えるに、昭王期は、青銅器への価値観の変化が生じ、青銅器を伴う祭祀儀礼を行うことで王室との連携強化を重視し、しかも関中平原といわれる周王朝中心地の連携強化ならびに関中平原と交流のある地域との結び付きをより強固にするために動いた時代だったのではないかと考えられる。

祭祀儀礼・賜与品の記載が認められる銘文の検証

次に、前述の青銅器45器のうち、祭祀儀礼・賜与品の記載が確認できるものを挙げ、その銘文内容を詳細に確認することで、昭王期においてどのような儀礼が執り行われていたのか検証する。

祭祀名の記載が無くとも、賜与品があることでそれが一種の儀礼(官位や立場の確認)の下に与えられたと考え得るため、ここでは賜与品が明記されている銘文も対象にする。

内容事項をより明確にするため、銘文中に見られる①祭祀場所(または王の所在、賜与者の所在)、②祭祀名、③賜与者、④賜与品、⑤誰を敬拝し製作した器であるか、あわせて列挙する。なお、銘文内容については『商周青銅器銘文暨圖像集成』の解釈を基に検証をする。

1 歸夙進方鼎

[唯八月辰在乙亥、王在葦京、王錫歸夙進金、肆口對揚王休、用作父辛寶鬻、巫刺]

【これ八月辰の乙亥の日、王は葦京に滞在した。王は歸夙進に金を賜った。肆口なる王の休に對揚して、もって父辛寶鬻を作る。<氏族図>】

①葦京 ②祭名なし ③王 ④金 ⑤父辛

3 静方鼎

[唯十月甲子王在宗周、令師中眾静省南国相、執壺、八月初吉庚申至、告于成周、月既望丁丑、王在成周

太室、命静曰：俾汝司在曾鄂師。王曰：静、易汝鬯・旂・韍・采罍。曰：用事。静揚天子休、用作父丁寶尊彝。】

【これ十月甲子に王は宗周に滞在した。師職の中と静に命じて南国の相（湘）を省道させ、執立する。八月の初吉庚申の日に至り、成周で告をした。その月の既望丁丑の日、王は成周太室に滞在し、静に命じて曰く「俾なる汝は、曾と鄂の師として司在せよ」と、また王曰く「静、汝に鬯・旂・韍・采罍を賜う」と。曰く「よって仕えよ」と。静は天子の休に揚し、よって父丁寶尊彝を作る。】

①宗周・成周太室 ②執立・告 ③王 ④鬯・旂・韍・采罍 ⑤父丁

5 伯唐父鼎 西安市長安区馬王鎮張家坡西周墓 (M183. 5)

【乙卯、王饗荃京、(王) 奉辟舟、臨舟龍、咸奉、伯唐父告備、王格、奉(乘) 辟舟、臨奉白旂。(用) 射兒・狸虎・貉・白鹿・白狐于辟池。咸(唐父) 蔑曆、易秬鬯一卣、貝五朋。對揚王休、用作安公寶尊彝。】

【乙卯(の日)、王は荃京で饗をし、辟舟を奉し、舟龍に臨んだ。ことごとく奉した。伯唐父は備わることとを告げ、王は来着し、辟舟を奉し、臨んで白旂を奉した。よって、辟池において兒・狸虎・貉・白鹿・白狐を射した。伯唐父は蔑曆し、秬鬯一卣、貝五朋を賜った。王の休に對揚し、よって安公寶尊彝を作る。】

①荃京(辟池) ②饗・奉・射 ③王 ④秬鬯・貝 ⑤安公

7 令鼎 山西省芮城(分域)

【王大耜農于謀田觴(觴)、王射、有鬲眾師氏小子佶射、王歸自謀田、王馭謙仲僕、令眾奮先馬走、王曰：令眾奮、乃克至、余其捨汝臣卅家、王至于謙宮。令拜稽首、曰：小子迺學、令對揚王休。】

【王は大いに謀田の觴で耜農した。王は射をした。有鬲と師氏小子が佶射し、王は謀田より帰った。王の馭である謙仲が僕となり、令と奮が先駆した。王曰く「令と奮よ、乃ち克く至れば、余其れ汝に臣卅家を捨せん」と。王は謙宮に至り、毆する。令は拜して稽首し曰く「小子は迺ち学ばん」と。令は王の休に對揚した。】

①謀田・謙宮 ②耜農・射 ③王 ④臣卅家 ⑤不明

18 令方尊、33 令方彝 1929年河南省洛陽馬坡出土

【唯八月、辰在甲申、王令周公明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、令矢告于周公宮、公令佻同卿事寮、唯十月月吉癸未、明公朝至于成周、佻令舍三事令、眾卿事寮、眾諸尹、眾里君、眾百工、眾諸侯：侯、田、男、舍四方令既咸令。甲申、明公用牲于京宮。乙酉、用牲于康宮、咸既。用牲于王、明公歸自王。明公賜亢師鬯・金・小牛。曰：用祓。賜令鬯・金・小牛、曰：用祓。迺命曰：今我唯令汝二人亢眾矢、爽左右于乃寮以乃友事。作冊令敢揚明公尹厥貯、用作父丁寶尊彝、敢追明公賞于父丁、用光父丁。氏族図】

【これ八月辰の甲申の日に、王は周公の子である明保に命じ、三事・四方をたださせ、卿事寮を授けた。丁亥の日、矢に命じ、周公の宮において告を行った。周公は命令によって、卿事寮をあつめた。これ十月月吉癸未の日、明公は朝になって成周に到着し、命令を出し、三事の令、卿事寮、諸尹、里君、百工、諸侯(侯・田・男)に下した。四方に命令を下し、既に命令は行き届いた。甲申の日、明公は京宮に犠牲を捧げる儀式をした。乙酉の日、康宮に犠牲を捧げる儀式をし、ことごとくおわった。王に犠牲を捧げる儀式を終えたので、明公は王のもとから帰った。明公は亢師に鬯・金・小牛をあたえ、言った「これをもって祓え」と。明公はまた令に鬯・金・小牛をあたえ、言った「これをもって祓え」と。そして命じていった、「今、汝らふたり亢と矢に命じる。その寮とその友の事をたすけよ」と。作冊の職にある令は明公からの賜物に對揚し、よって父丁の寶尊彝を作った。明公の父丁への下賜に思いを致し、ここに父丁を称える。氏族図】

①周公宮・成周・京宮・康宮 ②告・用牲 ③明公(亢師・令へ) ④鬯・金・小牛 ⑤父丁

17 折尊、34 折方彝 1976年12月陝西省扶風縣法門公社莊白村1號西周銅器窖藏 (H1.43)

[唯五月、王在庠、戊子、命作冊折賜望土于相侯、錫金、錫臣、揚王休。唯王十有九祀、用作父乙尊、其永寶。木羊冊]

【これ五月、王は庠に滞在していた。戊子の日、作冊職である折に命令して相侯に望土を賜った。(この功績により王は折に)金を賜り、臣を賜った。王の休に敬揚し、これ王の十九年、よって父乙尊を作る。其れ永く寶とする。<氏族図>】

①庠 ②(作冊) ③折(折から相侯へ)、王(王から折へ) ④望土、金、臣 ⑤父乙

19 召尊、27召卣 出土地不明(伝河南省洛陽出土)

[唯九月、在炎師。甲午、伯懋父賜召白馬、妊黃、髮微。用口丕卣召、多用追于炎丕肆伯懋父卣、召萬年永光、用作團宮旅彝。]

【これ九月、炎の駐屯地である師に滞在した。甲午の日、伯懋父は(妊黄で髮微なる)白馬を召に賜った。よって大いなる召を口(未詳)し、多くもって炎に威儀のある伯懋父の友(同志としての関係)にしたがう。召は萬年に及ぶまで永く光とし、よって團宮の旅彝を作る。】

①炎師 ②なし ③伯懋父 ④白馬 ⑤團宮

29 作冊鬲卣 出土地不明

[隹十又九年、王在庠、王姜令作冊鬲安夷伯、夷伯賓鬲貝布、揚王姜休、用作文考癸寶尊器。]

【これ十九年、王は庠に滞在した。王姜(王の妃)は作冊職の鬲に命じて夷伯をねぎらった。夷伯は鬲に貝・布を贈って誠意を示した。(このような事功も偏に王姜の恩恵であるから)王姜の休に答え、よって文考(亡き父)癸の寶尊器を作る。】

①庠 ②(冊命) ③王姜 ④貝・布 ⑤文考癸

20 作冊鬲尊 出土地不明

[在庠、君令余作冊鬲安夷伯、夷伯賓用貝布、用作朕文考日癸旅寶。図象]

【(王は)庠に滞在していた。君(王姜)は私作冊職の鬲に命じて夷伯をねぎらわせた。夷伯は貝・布を贈って誠意を示した。よって私の文考(亡き父)日癸の旅寶を作る。】

①庠 ②(冊命) ③君(王姜) ④貝・布 ⑤日癸(文考)

23 盞方尊 1955年3月陝西省郿縣李村西周銅器窖藏

[唯王十又二月、辰在甲申、王初執駒于廐、王呼師虜召盞、王親詣盞、駒錫兩、扞稽首、曰王弗忘厥舊宗小子、茁皇盞身。盞曰、王俚下、丕其則、萬年保我萬宗、盞曰、余其敢對揚天子之休、余用作朕文考大仲寶尊彝、盞曰、其萬年世子子孫孫永寶之。]

《盞銘》[王拘駒廐、錫盞駒勇雷騅子。]

【これ王十二月、辰の甲申に滞在し、王は初め廐において執駒の礼を行った。王は師虜を呼び盞を召した。王は盞に親詣させ、駒を二匹賜った。盞は扞手稽首して曰く「王はそれ旧宗の小子を忘れなかった。盞にとっては大変名誉である」と。盞曰く「王は下臣をたすけ、丕基にして、萬年まで我が萬宗を保たんことを」。盞曰く「盞は其の天子の休に對揚し、よってわが文考大仲の寶尊彝を作る」と。盞曰く「其れ萬年の世、子子孫孫永くこれを寶とする」と。】

①廐 ②執駒 ③王→師虜→盞 ④駒 ⑤文考大仲

25 遣尊、26遣卣 出土地不明

[隹十又三月辛卯、王在庠、錫遣采曰趙、錫貝五朋。遣對王休、用作姑寶彝。]

【これ十三月の辛卯の日、王は庠に滞在していた。遣に采邑を賜うよう趙にいった。遣は王の休に對し、よって姑の寶彝を作る。】

①庠 ②なし ③王 ④采・貝五朋 ⑤姑

28 臣辰卣、35臣辰盃 伝1929年河南省洛陽馬坡出土

【唯王大禴于宗周、佺饗莽京年、在五月既望辛酉、王令士上冏史寅廢于成周。穀百姓豚、冏賞卣、鬯、貝、用作父癸寶尊彝。凶象銘】

【これ王宗周で大禴をし、おもむいて莽京にて饗をした年、五月既望の辛酉の日、王は士上と史寅に命じて、成周において廢をせしめた。穀・百姓・豚と卣・鬯・貝を与えられた。よって父癸の寶尊彝を作った。】

①宗周・莽京・成周 ②大禴・饗・廢 ③王 ④穀・百姓・豚・卣・鬯・貝 ⑤父癸

30 作冊虺卣 伝河南省洛陽付近出土

【佳公太史見服于宗周年、在二月既望乙亥。公太史咸見服于辟王、辨于多正。雩四月既生霸庚午、王遣公太史、公太史在豊、賞作冊虺馬、揚公休、用作日己旅尊彝。】

【これ公太史が宗周にて見服の礼を行った年、二月に在り、既望乙亥の日、公太史は辟王（君王）への見服の礼を終わらせ、多正を取りまとめた。ここ四月既生霸の庚午の日、王は公太史を派遣し、公太史は豊に滞在して、作冊虺に馬を与えた。公の休に對揚し、よって日己の旅尊彝を作った。】

①宗周・豊 ②見服 ③王 ④馬 ⑤日己

31 作冊鬲卣 伝1929年河南省洛陽馬坡出土

【唯明保殷成周年、公錫作冊鬲鬯、貝、鬲揚公休、用作父乙寶尊彝。凶象】

【これ明保が成周を殷した年、公は作冊鬲に鬯・貝を賜った。鬲は公の休に對揚し、よって父乙の寶尊彝を作った。】

①成周 ②殷 ③明保 ④鬯・貝 ⑤父乙

前記内容をまとめると、昭王期における祭祀場所（施設名）と祭祀名・賜与品との関係は、以下の通り確認ができる。

(表2)

祭祀場所 (王・賜与者の所在)	祭祀名	賜与品	器名	出土地域
宗周	執卣		《静方鼎》	出土地不明
宗周	大禴		《臣辰卣》《臣辰盃》	伝:洛陽
宗周	見服	馬	《作冊虺卣》	伝:洛陽
成周	廢	豚・卣・鬯・貝	《臣辰卣》《臣辰盃》	伝:洛陽
成周	殷	鬯・貝	《作冊鬲卣》	伝:洛陽
成周(京宮)	用牲	鬯・金・小牛	《令方尊》《令方彝》	洛陽
成周(康宮)	用牲	鬯・金・小牛	《令方尊》《令方彝》	洛陽
成周(太室)	告	鬯・旂・韍・采罍	《静方鼎》	出土地不明
莽京		金	《歸訊進方鼎》	関中平原(豊鎬)
莽京	饗		《臣辰卣》《臣辰盃》	伝:洛陽
莽京(辟池)	饗・奉・射	矩鬯・貝	《伯唐父鼎》	関中平原(豊鎬)
庠		采(邑)・貝五朋	《遣尊》《遣卣》	出土地不明
庠	冊命	貝・布	《作冊鬲卣》《作冊鬲尊》	出土地不明
庠	冊命	望土、金、臣	《折尊》《折方彝》	関中平原(周原)
廡	執駒	駒	《盞方尊》	関中平原(眉県)
周公宮	告		《令方尊》《令方彝》	洛陽
諶田	藉農・射		《令鼎》	山西省芮城県
濂宮		臣十家	《令鼎》	山西省芮城県
炎師		白馬	《召卣》	伝:洛陽

次に、昭王期の祭祀の特徴をより明確にするため、西周時代前期と中期において全般的に見られる祭祀儀礼を挙げる¹²と以下のものが現在確認できる。

- (前期) 燎・禘・用牲・饗・奉・初奉・大奉・蒸・殷・射・學射・祀・祀祓・酏祀・酏・事・鬯・兪・告・牢・大禮・饗・大宜・誥・飲・大兪・初饗・宜・籍農・先馬走・祭・饗視酒・饗飲酒・服酒・辨事
- (中期) 禘・用牲・饗・奉・蒸・殷・射・大射・灌・漁・僊・曾・饗飲・饗禮・饗飲酒・饗逆酒・正師氏・冊命

さらに(表2)中の昭王期に行われた祭祀儀礼を列举すると、「執卮・大兪・見服・執駒・廢・殷・用牲・告・饗・奉・冊命・籍農・射」の13種であり、前述の西周前期・中期における祭祀儀礼との比較で、以下のことが明確になる。

- ①(昭王期のみで行われていた祭祀儀礼) 執卮・見服・執駒
- ②(西周前期から昭王期まで行われていた祭祀儀礼) 告・籍農・大兪
- ③(西周前期から西周中期まで継続されていた祭祀儀礼) 禘・用牲・饗・奉・射・殷・廢
- ④(昭王期以降から中期で行われていた祭祀儀礼) 冊命

例えば、この中に「饗」を冠した祭祀儀礼名が見られるが、饗(饗禮)という祭祀儀礼の総称、つまり、より細分化されたものが饗視酒・饗飲酒(饗飲)・饗逆酒だと推察するならば、これらは同系の祭祀儀礼と考えられる。

そう考えると、西周前期から中期にかけて継承された祭祀儀礼は、③の祭祀儀礼に「饗」を足し、計8種であることが解る。また、この8種の祭祀儀礼と(表2)で確認した昭王期祭祀儀礼を比較すると、昭王期でも継続して行われた祭祀儀礼は用牲・饗・奉・射・殷の5種であることが解る。

このように祭祀場所(施設)で祭祀儀礼が行われたことは確かだが、同時に王がその場所に在住していた証拠でもある。そう考えると、昭王は、宗周・成周・荊京・庠を祭祀儀礼に応じて往来していたことが解る。青銅器関連の先行研究により、周王の所在地として、宗周・成周・周原(関中平原)という三都が考えられているが、昭王期においても前表のように、三都への所在が認められる。

また、それ以外の所在地も確認できる。周公宮・淇田・濂宮・炎師などは、昭王が南征いわゆる楚征伐を行っていたため、遠征先で滞在していた地であろうと推察できる。

これらのことから、昭王は常に祭祀儀礼を行い、諸侯との繋がりを重視していたことが考えられる。

昭王期特有の祭祀儀礼に関する検証

前述のように、昭王期・昭王期前後と比定できる青銅器の出土地を明確にし、その上で銘文形式による検証と祭祀儀礼に関する検証を行った。次に、昭王期のみに行われた祭祀儀礼(執卮・見服・執駒)を考察することで、昭王期の特徴をより明確にする。

まず「執卮」について考える。「執」字は『説文解字』¹³では「捕罪人也」とあり、罪人を捕える意味であるが、幸(手械)と卮に從う字で、人の手に手械を加えている形である。ここより執持の意となり、固く手を執る意となる。引伸し、つかさどる・礼節を守る意などに使用されるようになる。

「卮」字については西周金文では確認できるが、殷代金文では確認できない。しかし、殷代金文では「虞」字が認められ、「卮」字と同様の使用方法が確認できるため、「虞」字は「卮」字の初文と考えられる。「虞」(卮)字は『説文解字』¹⁴に「行屋也」とあり、『説文解字段注』¹⁵には「四合象宮室曰幄。巾部曰、帳張也。木部曰、樞者帳柱也。帳有梁柱可移徙。如今之蒙古之類」とあることから、野外に設営して行宮としての役割があったのではないかと銘文内容から推察できる。よって「執卮」は行宮を設営する儀礼と解することが

できよう。

静方鼎の銘文内容から、王は師職の中と静の二人に、宗周にて湘国に対する祭祀儀礼である「省道の礼」を行い、その後、「庠」の地にて「執釐の礼」を行ったと考える。先ず、王自ら現地に出向かずに宗周で発令し、後に「庠」の現地に征き、王権の絶対性を顕示したものと考える。

次に「見服」であるが、これは朝見儀礼である。「見」字は字形から跪いて視る形、「服」字は、舟形（盤：礼器の意）を前に、跪いた人形が後部より右手で抑えられている形で、所謂、屈服する形といえる。礼器の前で屈服する形ゆえ、何らかの儀礼に服する意が「服」字の字義と考えられる。よって「見服」は王に謁見する儀礼でその主従関係を確認する意味となるであろうか。この「見服」儀礼が記載されている作冊虘卣銘文内容で特記すべきは、公太史は宗周で王に謁見の礼をし、その後、公太史は豊で作冊虘の訪問を受け、作冊虘に物品の賜与を行っている点である。王との朝見儀礼は宗周で、個人に対する賜与は豊で行われている点は興味深い。ここでは西周中期の後段に顕著な冊命形式（定型文）は見られないが、内容としては近いものがあると推察でき、冊命儀礼が定例化する前の形式は、このような形で行われていたのではないかと考える。宗周と豊の儀礼内容と都の機能の違いが看取できる。

「執駒」については、銘文に記載されるように庠という場所で執り行われている。この執駒の礼¹⁶が行われた後、盞に対して馬2匹を賜与している。これは王の諸侯に対する象徴的儀礼の一種で、この儀礼を受けた盞は後に貴族として高い地位を得ている¹⁷。この執駒の礼に関して、現在はあまり例が出ていないため、昭王期が歴史的に初出であるのか判らないが、今後、西周官制を検証する上では有用な内容であると考えられる。仮に、この儀礼は昭王期が初出とするならば、職に関してはある程度世襲制を守ってきた周王朝が、このような特別な儀礼をしなければならぬほど、集権力が衰えてきたということであろうか。

結 言

前述のように、本論は、昭王期における王朝と諸侯との繋がり、青銅器分布（地域）の関係について「角道分類法」を援用し、当時の実状を明確にした。現段階では昭王期が、成王・康王の西周王朝安定期からの衰退が見え隠れする状況は否めない。

しかし、現存する昭王期青銅器と比定される銘文中には、周王朝への権力集中の立て直しを図っているのではないかとと思われる内容もある。

例えば、令鼎銘文中の「𠄎」字について考えると、この文字は、『説文解字』に記載はないが、『商周青銅器銘文暨圖像集成』では「𠄎」字と解釈されている。しかし、左部の「臣」にあたる形が、銘文の実見では「月」形と考えられるため、本論では「月+支」の字形で「𠄎」字とみなす。左部「月」は肉を表し、右部「支」は右手で木の枝を持つ形であり、左偏にあるものを撃つ形、よって、ここでは肉を撃つ形である。張亞初氏は、「散」字の初文と考察し¹⁸、「𠄎」字の古文字中の用法として「分散の義」「配布賞賜の義」と解している。本論では配布賞賜を意味するものとして解釈する。

改めて令鼎銘文を確認すると、昭王は令と奮に、自身の臣卅家を配布賞賜している。権力の弱体化が進む中ではあるが、自身の臣を身近な家臣に与えることで、権力の保持を考えた行動ではなかったのか。

また、(表2)中の祭祀場所に「庠」「庠」が見られる。

「庠」と「庠」の字義を考えると『説文解字』には掲載が無く、字書的な意味の詳細は分からないが、銘文中の使用方法から、場所または地名と捉えるのが妥当であると考えられる¹⁹。張亞初氏の論から「庠」字と「庠」字は同一地方を指し、周王が日常行き来する重要な地であったと考えられる（本論では張氏の論に従い「庠」と「庠」をまとめて「庠」と表記する）。また史書などにもあるように、特に昭王期において南征が行われていたことは周知のとおりであり、このことから「庠」の地は昭王南征の重要地点であったと考えられる。

この「庠」を記す青銅器銘文は盞方尊・折尊・折方彝・遣尊・遣卣・作冊鬲卣・作冊鬲尊の7器の銘文に記載があり、つまり盞氏・折氏・遣氏・鬲氏の4氏の祭祀儀礼に「庠」の地は関係していることになる。前述の7器は、これら銘文内容から昭王の南征に関するものであると比定できる。

その盞方尊は郟縣出土、折尊・折方彝は周原出土であるため、盞氏・折氏は関中平原つまり王畿内に在していた可能性があり、周王に大変近い家臣であったとも考えられる。

また遣尊・遣卣・作冊鬲卣・作冊鬲尊は出土地が不明であるが、銘文内容で遣氏・鬲氏の祭祀儀礼も「庠」で行われていることから、王にとってはやはり重要人物であったと推定する。

賜与物を見ると、盞方尊・折尊・折方彝では、望土・金・臣・駒など実用的な賜与物が与えられ、遣尊・遣卣・作冊鬲卣・作冊鬲尊では貝や布など祭祀に必要なものが賜与されている。多くの先行研究において、貝を賜与物として与えられる者は殷系の氏族であると比定されるため、遣と鬲は殷系の氏族と言えようか。貝類は元の所有者である主君を記念する、更に踏み込んで言えば主君の宗教的権威の象徴としての性質を持っていたと考えられる²⁰。周王が貝を賜与することは、南征のことを踏まえると、その氏族代々の周王朝に対する祭祀儀礼の遂行の歴史と主従関係の再認識を促すものであると考えられる。

銘文中の賜与物から考え得ることは、「庠」の場所では、周王朝内部に関わる人物や殷系の人物など、その官職に関係なく祭儀が施され（南征に対して特別に選抜された人物であろうか）、しかも王が対面する唯一の場所であったと考える。

このように考えると「庠」という地は、王が諸侯に対して権力を誇示するために封じられた場所であり、更には「庠」を封じることでその周辺地域において王権を顯示していたとも推察する。

この「庠」という場所は、昭王期以外の銘文には看取できない。よって昭王南征に深く関係する場所であることは先行研究を踏まえてある程度明らかではあるが、昭王が宗周で公的な祭祀儀礼を執行する内容とは違い、南征への貢献に対する個人的な褒賞に関する祭祀儀礼などが執り行われたと仮定するならば、南征で封じた地と貢献した諸侯名、祭祀儀礼の内容と賜与品の関係性をより詳細に検証することで、未だ不明である昭王期末期の状況が明確にできるであろうか。

李裕杓氏は、この「庠」の場所の地理的位置を静方鼎・中方鼎二・遣尊・折尊・京師駿尊それぞれの銘文内容から見出し、さらには昭王の南征経路を検証して、それについてある程度の結論を導いている²¹。

今後は、前述の内容を継続し、特定の氏族に対する昭王の祭祀儀礼を通しての処遇とその内容、特定氏族の歴史的背景について検証を継続する。

注)

- 1 古木誠彦『中国西周時代昭王期の青銅器考—書籍別断代比較を中心に—』九州女子大学紀要、第53巻1号(2016, 9)
- 2 呉鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社(2012, 9)
- 3 角道亮介『西周王朝とその青銅器』六一書房(2014, 3)「附表1」参照。この附表内では、関中平原地域と洛陽地域においては、「附表2」「附表3」を追載している。「附表2」関中平原出土西周青銅器一覽では、地域地点を細分化し、311地点としている。また洛陽地域においては17地点としている。
- 4 株式会社平凡社『世界大百科事典 第2版』
- 5 前掲『西周王朝とその青銅器』120頁。関中平原は西に周原、東に豊鎬が位置する周文化の中心領域。
- 6 角道亮介『西周王朝とその青銅器』六一書房、(2014, 3) 235頁。「作器対象による分類」では、A類：作器対象が明記されていない、B類：祖先のための器であることが明記されるもの、C類：自身・近親者など祖先ではない生者のための器であることが明記されるもの、と分類されている。
- 7 前掲『西周王朝とその青銅器』237-239頁。「叙述形式による分類」では、I類：作器者名を持たないものまた文章をなさないもの、II類：作器者名を持つもの、III類：文末に「子々孫々」「萬年無疆」「永寶用」などの表現を持ち長期にわたる使用への願望が述べられるもの、IV類：王による職事の任命や物品の賜与など王との関係が述べられるもの、V類：王以外の個人が強調されるもの、と分類されている。
- 8 前掲『西周王朝とその青銅器』239頁。
- 9 前掲『西周王朝とその青銅器』において、角道氏は、西周時代全体でBIV類金文が7割弱と報告している。その結果から、銘文起草時点から祖先祭祀の場で使用させることが意図されていたと論じている。
- 10 前掲『西周王朝とその青銅器』239頁。このことにより、多くの場合はCIII類金文の作器者は某伯・某

侯のような諸侯クラスの人物だと言及している。

- 11 前掲『西周王朝とその青銅器』38頁。「(9) 韓城」の検証に拠る。
- 12 佐藤信弥『西周期における祭祀儀礼の研究』朋友書店(2014,3) 38-39頁の表1、138-144頁の表4-1、表4-2、表4-3を参照。
- 13 『説文解字』中華書局出版(1994,10)
- 14 前掲『説文解字』
- 15 『説文解字注』上海古籍出版社(1988,2)「廩」字項中の「周禮、帷幕幄帟」の注に拠る。
- 16 朱鳳瀚主編『新出金文與西周歴史』上海古籍出版社(2011,5) 46頁。「在使用前、要執駒、即給幼馬套上籠頭及繩。」
- 17 前掲『新出金文與西周歴史』51頁。確証は未だ無いが、迷盤(眉縣楊家村窖藏出土)銘中に記載の速の祖先である惠仲盞父は昭王から穆王期にかけて王朝の重臣として従事している。この惠仲盞父を盞と仮定した場合とする。
- 18 張亞初著『商周古文字源流疏證』中華書局(2014,9) 1853頁。「𠄎」字の項を参照。
- 19 前掲『商周古文字源流疏證』1855頁。張亞初論の「拆字在古文字中的用法」に依拠。また張氏は「𠄎即𠄎、偏旁支、手互作、故𠄎即拆。拆古体之𠄎、右旁之𠄎乃𠄎之形譌。」と論じ、𠄎は𠄎の隸変後の形態であると論ず。なお、「𠄎」地の確定には未だ至っていない。
- 20 前掲『西周期における祭祀儀礼の研究』121-122頁。貝類は所有者の変更に伴い、重層的に価値が付加されていくことを示す、と考察している。
- 21 朱鳳瀚主編『新出金文與西周歴史』上海古籍出版社(2011,5)〈新出銅器銘文所見昭王南征:李裕杓著〉275-285頁。李氏は本論で、鞮甗銘文中の「繁」地の検証、中甗と静方鼎に見られる「省南国」路の探索、京師峻尊銘文内容による楚伐経路などを究明し、省南国(祭祀儀礼)の経路を「成周-方-登-鄂-𠄎-南国相」と結論付けている。さらに昭王が没した地(『竹書紀年』や『史記』記載の漢水での地)を検証している。

A Study on the Bronze of Zhao Wang age in the China at Xi Zhou Period -Characteristic of Zhao Wang age to see it from religious service courtesy-

Masahiko KOKI

Course of Principal Human Sciences, Department of Human Development,
Faculty of Humanities, Kyushu Women's University
1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

Abstract

In this article, it inspected again, Bronze ware inscription of Chinese Xi Zhou Period (Zhao Wang age) and the religious service courtesy that I can confirm in the inscription. At the same time, to make the Zhao Wang age characteristic of the times clear, ①Clarification of the characteristic by the bronze ware inscription in Zhao Wang age, ②Consideration of inspection of religious service courtesy and an Imperial gift and it is examined those elationships, ③Inspection about the religious service courtesy original for Zhao Wang age.

In addition, it reconfirmed the Bronze ware exhumation ground of Zhao Wang age, estimated that a reinforcement plan of the homage would be taken when I put it in nation's capital.

As for the religious service courtesy with the Bronze ware in Zhao Wang age, it is promotion of the cooperation reinforcement of the Royal Family and the feudallords in nation's capital. What the more, as for the time, a nation's capital and a district are stronger; when moved because was related, examined it.

From the specialty of the place called “ 庠 ”, about contents and treatment of the religious service courtesy of Zhao Wang for the authorized family, did problem submission.